令和８年２月

「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金研究者使用ルール（交付条件）」の主な変更点

令和８(2026)年度	令和７(2025)年度
＜「特別研究員奨励費」（外国人特別研究員）＞ 独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する外国人研究者招へい事業により採用されている外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）の「受入研究者」）及び研究分担者（外国人特別研究員））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成２３年４月２８日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成２３年規程第１９号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。 （略） １　総則 （略） ２　直接経費の使用 （略） ３　補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等） （略） ４　実施状況の報告 （略） ５　実績の報告 （略） ６　研究成果報告書等の提出 （略） ７　研究成果等の発表・活用 （略） 【研究成果発表における表示義務】 7-2　研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（英文の場合は「JSPS KAKENHI Grant Number JP８桁の課題番号」、和文の場合は「JSPS 科研費 JP８桁の課題番号」を含めること。）。	＜「特別研究員奨励費」（外国人特別研究員）＞ 独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）から科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（「特別研究員奨励費」））（以下「助成金」という。）の交付を受ける補助事業者（研究代表者（日本学術振興会が実施する外国人研究者招へい事業により採用されている外国人特別研究員（以下「外国人特別研究員」という。）の「受入研究者」）及び研究分担者（外国人特別研究員））が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、学術研究助成基金の運用基本方針（平成２３年４月２８日文部科学大臣決定。以下「運用方針」という。）及び独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成２３年規程第１９号。以下「取扱要領」という。）の規定により従うべき交付条件は次のとおりとする。 （略） １　総則 （略） ２　直接経費の使用 （略） ３　補助事業を変更する上で必要な手続（交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等） （略） ４　実施状況の報告 （略） ５　実績の報告 （略） ６　研究成果報告書等の提出 （略） ７　研究成果等の発表・活用 （略） 【研究成果発表における表示義務】 7-2　研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞又は所定の箇所に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP８桁の課題番号」を含めること。）。

（略） 8　その他 （略）	（略） 8　その他 （略）